

警報等発令時の対応について

愛媛県立小田高等学校

気象庁の気象警報発表や地方自治体の避難情報発令等があったときは、自身及び家族の安全確保を最優先に考えて行動するようにしましょう。

学校への登校については、以下のように対応してください。

なお、必要に応じて、学校から連絡事項をホームページに掲載したり、マチコミメールで送信したりするので、適宜確認してください。

〔開校日〕

1 特別警報・暴風警報・暴風雪警報が内子町（学校所在地）又は在住の地区に発令された場合

(1) 上記警報が発令されている間は、自宅待機とする。

(2) 午前 11 時までに解除された場合

以降の授業等の準備をして、安全に十分注意して登校する。

ただし、警報は解除されたが、午後 1 時までに公共交通機関（自分が普段使っている交通機関）が復旧されなかったり、通学路が通行不能であったり、登校するには危険であると判断される場合は、自宅待機とし、その旨を学校に連絡する。

〔例〕内子町営バスの内子町役場 12:00 発の便が運休（復旧の見通しが無い）の場合、自宅待機となる。

2 上記「1」以外の警報、注意報が内子町又は在住の地区に発令された場合

安全に十分注意して登校する。

ただし、(1) 公共交通機関等が利用できない場合

(2) 通学路が通行不能となったり、危険であると判断される場合

は、自宅待機とし、その旨を学校に連絡する。

3 自然災害による避難勧告や避難指示等が内子町（学校所在地）又は在住の地区に発令された場合

(1) 登校せず、その指示に従う。なお、可能な限りその旨を学校に連絡する。

(2) 上記勧告等が午前 11 時までに解除されなかった場合は自宅待機とする。

(3) 上記勧告等が午前 11 時までに解除された場合は安全に十分注意して登校する。

ただし、上記「2」の(1)・(2)のような場合には、自宅待機とし、その旨を学校に連絡する。

4 定期考査期間中の対応について

開始時刻を変更して考査を実施したりするので、上記 1～3 の対応とする。

〔学校休業日〕

1 部活動・補習・模擬試験・各種教育活動等について

上記〔開校日〕の「1・3」について、「午前 7 時」を基準に判断し、解除されなかった場合は自宅待機とする。「2」については、そのまま適用する。

2 全商協会主催検定試験について

全商協会の規程に沿って対応する。詳細は、事前に商業科教員に確認しておくこと。